

2009年10月2日

消費者行政を監視するための新しいネットワーク 「全国消費者行政ウォッチねっと」参加の呼びかけ

消費者問題や消費者被害救済に関わる団体・個人の皆さま

全国消費者行政ウォッチねっと

代表幹事（以下、順不同）

山根香織（主婦連合会）

山上紀美子（全国消費生活相談員協会）

青山理恵子（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会）

山田英郎（日本消費者協会）

宇都宮健児（弁護士）

小澤吉徳（司法書士）

【問合せ先】

事務局長 拝師（はいし）徳彦（弁護士）

TEL 043-225-6665

FAX 043-225-6663

【新しいネットワーク組織の必要性】

本年5月29日、私たち消費者の念願であった消費者庁関連3法が成立し、新しい行政組織、消費者庁・消費者委員会が9月1日から活動を始めています。

しかしながら消費者庁・消費者委員会の創設は、あくまで行政のパラダイム転換の第一歩に過ぎず、真に消費者目線に立った行政を実現するためには、消費者による行政に対する不断の監視が不可欠です。

そこで私たちは、消費者行政を消費者の視点で監視するため、9月30日に結成集会を行い、消費者行政監視のための新しいネットワーク組織「全国消費者行政ウォッチねっと」を起ち上げました。

【ウォッチねっとの活動のイメージ】

ウォッチねっとは、消費者委員会をサポートしつつ、消費者庁をはじめとする消費者行政全般を監視する活動を中心的行います。もっとも、消費者目線の行政への転換は、あくまで消費者の権利が確実に保障される、安全・安心な消費社会の実現のための手段である以上、監視活動に限らず、消費者のための法制度の実現や悪質事業者への申し入れ等についても幅広く関わっていく必要があると考えます。したがって、ウォッチねっとは、対行政、対国会、対事業者、対マスコミ、対外国との関係で日本の消費者の一致した声を代弁して、ロビイング活動等の立法対策や、

必要に応じて事業者への申し入れ等の活動も行います。

ウォッチねっとへの加入団体・個人は、独自の活動を行いつつ、その意見を適宜ウォッチねっとの活動に反映させます。ウォッチねっとは、皆さんの基本的な意見が一致した事項についてのみ発言・行動し、加入団体・個人の意思決定や活動を強制することはありません。もちろん個人での加入も可能です。

なお、加入団体はじめ様々な団体が消費者庁創設をきっかけに行政監視の活動を開始・強化されることと思いますが、ウォッチねっとはあくまでみんなが一致できる点についてのみ、消費者全体の代表的な立場で活動する予定ですので、各団体の行政監視活動も是非活発に推進して頂ければと思います。

なお、ウォッチねっとの規約は別添のとおりです。

【加入のお誘い】

日々消費者問題に熱心に取り組まれておられる皆様におかれましては、是非この新しいネットワーク組織「ウォッチねっと」にご加入頂き、真の消費者目線に立った消費者行政、さらには安心・安全な消費社会を共に実現していきたいと思っております。上記趣旨にご賛同の上、加入をご希望される団体・個人は、別添の加入申込書に必要事項をご記入の上、事務局拝師宛にファクスをお願いします。

また、ウォッチねっとは当面の間寄付によって活動を行っていく予定です。ウォッチねっとへの寄付についてもよろしくをお願いします。

ウォッチねっと 当面1年間の取り組み重点事項

- 1 消費者委員会の傍聴とその情報の発信
- 2 消費者庁等の行政機関に対する必要な要請活動
- 3 各地のネットワーク組織との連携体制
- 4 違法収益吐き出し制度の導入に向けた情報交換、提言活動
- 5 地方消費者行政の充実強化のための提言作り
- 6 行政による消費者団体に対する財政支援制度の確立（人件費等経常的な費用の支援を含む）
- 7 その他個別論点で重要なもの（e x.エレベーター事故原因究明体制、こんにゃくゼリー問題など）

〈返信先FAX 043-225-6663 弁護士拝師徳彦 行〉

加入申込書

申込年月日 年 月 日

新しいネットワーク組織に加入します。

【団体加入の場合】

団体名 _____

住 所 _____

TEL _____

FAX _____

e-mail _____

※組織設立後、一般会員用のm lに登録させていただきます。

担当者氏名 _____

※参加団体からは、最低一名を幹事として幹事m lに登録させていただきますので、幹事候補者の名前とアドレスを教えてください。

【個人加入の場合】

氏 名 _____

住 所 _____

TEL _____

FAX _____

e-mail _____

※組織設立後、一般会員用のm lに登録させていただきます。

会議規約

第1条 (名称)

本会は、全国消費者行政ウォッチねっと（略称「ウォッチねっと」）と称する。

第2条 (所在地)

本会は、事務所を事務局長の所在地（千葉市中央区中央4-8-8日進ビル4階）に置く。

第3条 (目的)

本会は、消費者の生活の安全・安心を実現するため、消費者庁をはじめとする消費者行政全般が消費者目線で活動するよう消費者の立場に立った監視を行うとともに、消費者の権利を守るための提言活動や法制度整備の促進その他の活動を行うことを目的とする。

第4条 (活動内容)

本会は、前条の目的を実現するため、下記活動を行う。

- ① 消費者庁をはじめとする消費者行政全般に関する意見の表明
- ② 消費者委員会に対する意見提言その他のサポート活動
- ③ 国会議員等へのロビイング活動
- ④ マスコミ対策
- ⑤ シンポジウム・集会の開催
- ⑥ 地方消費者行政の充実のための活動
- ⑦ 全国各地の消費者団体との情報交換、交流
- ⑧ 消費者問題・消費者行政に関する調査研究
- ⑨ その他前条の目的達成のために必要な一切の活動

第5条 (会員)

- 1 本会は、本会の目的に賛同し、本会の目的に反しないものとして本会が加入を承認する個人及び団体を会員とする。
- 2 前項の加入申込の承認は、幹事会において行う。

第6条 (機関)

本会を運営するため、次の機関を置く。

- ① 幹事会
- ② 事務局

第7条 (幹事会)

- 1 幹事会（ML利用による会議を含む。）は、代表幹事、副代表幹事、幹事、事務局長及び事務局次長、会計をもって構成し、本会の業務を執行し、役員の選任その他本会の業務に執行に必要な事項を決定し、本会規程を制定しまたは改廃する。
- 2 幹事会は、随時、事務局長が召集する。
- 3 幹事会における議決は、出席者の過半数をもって決定する。

- 4 幹事会は、業務の執行にあたり、会員の意見の一致を図るよう最大限配慮しなければならない。
- 5 幹事会は、消費者問題に対する知識・経験が優れた者であって本会の趣旨に賛同する者の中から参与を選任することができる。
- 6 参与は随時幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第8条 (役員)

本会には次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| ① 代表幹事 | 若干名 |
| ② 副代表幹事 | 若干名 |
| ③ 幹事 | 複数名 |
| ④ 参与 | 若干名 |
| ⑤ 事務局長 | 1名 |
| ⑥ 事務局次長 | 若干名 |
| ⑦ 会計 | 1名 |
| ⑧ 会計監査 | 1名 |

第9条 (事務局)

- 1 本会の会務を処理するために事務局を設ける。
- 2 事務局員は幹事会の決議によって決定する。
- 3 事務局会議は、事務局長が必要に応じて随時招集する。

第10条 (財政原則)

本会の財産は、すべて会員の総有に属し、何人もこれをほしいままに使用・処分してはならない。

第11条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第12条 (予算および決算)

- 1 毎会計年度の始期に先立って1年間の予算を編成し、これに基づいて本会の財政を処理する。
- 2 毎年3月31日を決算期日とし、その後1月以内に決算事務を終了しなければならない。

第13条 (除名)

本会の名誉を毀損したり、本会の目的に反する行為を行う会員は、幹事会の3分の2以上の賛成による議決によって除名することができる。

第14条 (規約の改廃)

規約の改廃は幹事会の3分の2以上の賛成による議決による。

附則

- 第1条 本規約は2009年9月30日より発効する。
- 第2条 会計年度は、初年度に限り、2009年9月30日から2010年3月31日までとする。

『全国消費者行政ウォッチねっと（ウォッチねっと）』 寄付のお願い

ウォッチねっと 会計

弁護士 白石 裕美子

TEL 03-3571-6051

FAX 043-225-6663

「全国消費者行政ウォッチねっと」（略称：ウォッチねっと）は、消費者行政を消費者の視点で監視するための新しいネットワーク組織として、本日9月30日に設立されました。

本年9月1日、長年にわたって消費者が望んでいた消費者のための新しい組織、消費者庁・消費者委員会が発足しました。しかし、消費者庁・消費者委員会という仕組みができたとしても、消費者が常にこれを監視・フォローしていかなければ、真に消費者目線に立った行政を実現することはできません。

そこで、この監視・フォローを行うため、消費者問題に関わる団体や個人が集結し、設立されたのがウォッチねっとです。

今後、ウォッチねっとでは、真に消費者のための消費者行政を実現するため、様々な活動を行っていく予定です。

つきましては、皆様におかれましては、今後のウォッチねっとの活動にご支援を賜りますとともに、資金面でのご支援もご検討いただけますと幸いです。この度、ウォッチねっとの銀行口座を開設いたしましたので、下記のとおりご案内させていただきます。

皆様のご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

また、ウォッチねっとへの個人会員・団体会員としての加入も随時募集しております。別添の加入案内も是非ご覧下さい。

記

みずほ銀行 銀座通（ぎんざどおり）支店

普通 2229706

全国消費者行政ウォッチねっと